

協会旗に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）が保有する旗（以下「協会旗」という。）について定めるものである。

(申請)

第2条 支部もしくは本協会が認めた協力団体が、協会旗の貸与を必要とする場合、使用目的を明記した別記様式の貸与申請書を、本協会会長に提出するものとする。

(貸与)

第3条 本協会会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、支部もしくは本協会が認めた協力団体に、当該申請にかかる協会旗を貸与するものとする。

(管理)

第4条 前条の規定により貸与を受けた各支部もしくは本協会が認めた協力団体は、管理者の注意をもって協会旗を保管・管理し、使用するものとする。

(損傷等の届出)

第5条 協会旗の貸与を受けた支部もしくは本協会が認めた協力団体は、当該協会旗を損傷し、または紛失等が発生したときは、速やかに別記様式の届出書により、本協会会長に報告しなければならない。

2 紛失とは貸与期間を経過して、10日以内に何らかの事由により協会旗の返納ができなくなった状態を示すものとする。

(損傷等の届出)

第6条 貸与を受けた協会旗を損傷したときは、貸与を受けた支部もしくは本協会が認めた協力団体は、当該損傷にかかる修理代金の全額を負担するものとする。

2 貸与を受けた支部もしくは本協会が認めた協力団体は、当該協会旗を紛失、又は遺失するなどし、第5条2項にある規程期間内に発見にいたらないときは、当該協会旗と同程度の素材及び形状などにより新調した場合に生じる代金の全額を負担するものとする。

(返納)

第7条 協会旗の貸与を受けた支部もしくは本協会が認めた協力団体は、当該協会旗の使用が終了したときは、遅滞なく本協会に返納しなければならない。

(使用料)

第8条 支部もしくは本協会が認めた協力団体に貸与する協会旗の使用料金は無料とする。

附 則

1	平成26年04月01日 施行	H26年03月06日（一社）設立総会承諾
2	平成27年06月19日 改正	第1回定例理事会承認
3	平成29年05月19日 改正	H29年5月19日 第1回理事会 承認